

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>内容： 本契約は、当センターのEMC試験装置を構成するRFアンプの保守点検業務に係る委託契約である。</p> <p>特殊性： 当該EMC試験装置は専門性の高い複数の試験機器によって構成されるシステムであり、専用の試験ソフトウェアによって統合的に制御される。保守対象であるRFアンプも同試験ソフトウェアによって制御され、他の構成機器と連携して動作する機器であるため、不具合発生時の調査・修理に当たっては、当該アンプの不具合解消だけでなく、当該EMC試験装置として支障ない動作をするためのサポートが必要である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>当センターのEMC試験装置は株式会社テクノサイエンスジャパンによって納入されたものであり、その試験機器のシステム構成およびシステムを制御する試験ソフトウェアの詳細は公開されたものではない。そのため、不具合発生時に当該機器の調査・修理を行い、かつ、当該EMC試験装置として支障ない動作をするようなサポートは、当該EMC試験装置の納入業者である株式会社テクノサイエンスジャパン以外の者が供給することができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。